

農業物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高村補助金交付規則（平成12年日高村規則第16号。以下「規則」という。）の規定に基づき、農業物価高騰対策支援事業補助金交付要綱（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 農薬・種苗・肥料・土壤改良剤の高騰により継続的な経営が厳しい農地の耕作者に対し、予算の範囲内において、農薬・種苗・肥料・土壤改良剤の購入費の一部を助成することにより、農家の経営を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に住所を有し、耕作を行う者又は法人とする。

2 補助対象者であっても、次に掲げる者については補助しないものとする。

- (1) 第5条第1項第1号に掲げる申請書の宣誓・同意事項に宣誓又は同意しない者
- (2) 村税等の滞納がある者
- (3) 日高村暴力団排除条例に該当する者
- (4) 申請する品目について、他の補助金等を活用して重複受給している者

(補助対象経費・補助額等)

第4条 補助金の交付対象となる事業の補助対象経費及び補助額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和7年5月31日までに、次のものを村長に提出しなければならない。

- (1) 農業物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 前号に掲げる証拠書類等

2 一度補助を受けた者は、再度申請することはできないものとする。また、世帯の中で申請した者がいた場合、一度補助を受けた者とみなし、再度申請することができないものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は前条に掲げる申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付決定又は不交付決定を、速やかに当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、前条の規定による交付決定通知があったときは、補助金請求書を速やかに村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条による実績報告書については、省略することができる。

(補助金交付決定の取消し)

第9条 村長は、補助対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による交付の要件を欠くことが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があつたとき。
- (3) この要綱、又は村長の指示に従わなかつたとき。

2 村長は、前項の規定により取消したときは、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 村長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 補助金の返還を命じられた補助対象者は、定められた期限までに村に補助金を返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 この補助金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の他、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

別表

補助対象経費	補助額
令和6年1月1日から令和6年12月31日までに購入した農薬、肥料、種苗、土壤改良剤。ただし、椿油は補助対象外とする。	<p>○個人 60千円以上購入した者に限り30千円補助</p> <p>○法人 600千円以上購入した法人に限り300千円補助</p>